

# 公益社団法人さいたま市シルバー人材センター事務所安全対策員要綱

## (目 的)

第1条 この要綱は、公益社団法人さいたま市シルバー人材センター安全委員会(以下「委員会」という。) 規程第6条第2項の規定に基づいて「さいたま市シルバー人材センター事務所安全対策員(以下「対策員」という。)」の取扱いを定めることを目的とする。

## (選 任)

第2条 対策員は、会員の中から、理事長が委嘱する。

2 対策員は、40名以内とする。

## (職 務)

第3条 対策員は、次の各号の掲げる事項について、委員会の指示を受けて、推進するものとする。

(1) 会員の就業(就業先等との往復の途上を含む。以下同じ)における事故防止のための措置に関すること。

(2) 会員の健康及び就業の安全のための教育に関すること。

(3) その他、会員の健康と安全に関すること。

2 対策員は、常に職務を遂行するために必要な知識の習得に努めるため、研修会等に参加するものとする。

3 対策員は、安全管理上で特に必要のある時は、委員会に出席し意見を上申するものとする。

## (任 期)

第4条 対策員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 対策員が欠けた場合の補欠の対策員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (安全委員会との関係)

第5条 対策員は、第3条に掲げる職務を推進するにあたっては、委員会で検討された内容に従い実施しなければならない。

## (巡回指導)

第6条 対策員は、第3条の職務を遂行するため、必要に応じ会員の就業現場の巡回指導を実施し、安全就業の指導・点検に努めなければならない。

## (報 告)

第7条 対策員は、活動状況について、委員会の委員長に対しその状況を報告しなければならない。

2 報告にあたっては、所定の様式により作成し、提出するものとする。

## (事務局との連携)

第8条 対策員は、事務局と連携し、会員の健康と就業の安全の確保に努めるとともに、必要に応じ、その対策等について事務局に意見を述べるものとする。

## (謝 金)

第9条 対策員の謝金は日額3,000円とする。

## (除 外)

第10条 前条の規定に関わらず、対策員が役員である場合はこれを支給せず、公益社団法人さいたま市シルバー人材センター役員報酬規程で定める額を報酬として支給する。

(委 任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、対策員の運営に必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成14年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。